

株 主 各 位

埼玉県白岡市下大崎873番地1
大成ラミック株式会社
代表取締役社長 木村 義成

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成26年6月17日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県白岡市下大崎873番地1
大成ラミック株式会社 会議室

会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

3. 会議の目的事項
報告事項 第49期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類及び事業報告、計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.lamick.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新政権における経済政策により円安・株高が進行し、輸出関連企業を中心とした景気回復の兆しや設備投資も持ち直してきており、実体経済への効果が徐々に見られ始めました。一方で、消費税率の引き上げに伴う個人消費への影響や新興国の経済停滞、欧州経済の長期低迷等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当軟包装資材業界におきましては、原油高騰に伴う原材料価格の変動や円安進行に伴うエネルギーコストの上昇等から、各社とも厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社のビジネスモデルである包装フィルムと液体充填機械を提供する体制のもと、液体充填システムを国内外の食品及び化粧品業界等に対し、積極的な営業活動に取り組んでまいりました。生産体制の強化としては、平成25年5月に竣工いたしました新工場（白岡第2工場）を主軸に、一層の生産体制の最適化を図り生産性の向上及び内製化の推進に努めました。なお、新工場の竣工に伴い減価償却費が6億59百万円増加し、利益面に影響が出ております。

その結果、売上高は200億4百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は14億93百万円（同16.2%減）、経常利益は15億12百万円（同16.3%減）、当期純利益は9億59百万円（同11.4%減）となりました。

部門別概況は次のとおりであります。

[包装フィルム部門]

包装フィルム部門につきましては、夏場の記録的な猛暑により、冷やし麺に添付される麺つゆ用フィルム等が好調であったことや、秋口以降では冬物商品の代表である鍋つゆ用フィルム等が好調でありました。通期では、液体スープを採用した袋入り麺が市場に受け入れられ、当社が専門とする液体小袋市場に追い風となり、売上高は堅調に推移いたしました。

その結果、包装フィルム部門の売上高は185億9百万円（前年同期比5.4%増）となりました。

[包装機械部門]

包装機械部門につきましては、新規顧客の開拓や既存顧客の更新ニーズ等、中長期的な需要の掘り起こしを行うなか、主力機種である高速液体充填機「DAN GAN G」が、ユーザー各社から高い評価をいただき、販売台数の大半を占めるほど多くの引き合いを受けることができました。

その結果、包装機械部門の売上高は14億94百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

部門別売上高

部 門 名		金 額	構成比
包 装 フ ィ ー ム 部 門	液 体 充 填 用 フ ィ ル ム	15,074,049 <small>千円</small>	75.3 %
	ラ ミ ネ ー ト 汎 用 品	2,297,797	11.5
	そ の 他	1,137,748	5.7
	計	18,509,594	92.5
包 装 機 械 部 門	包 装 機 械	740,316	3.7
	周 辺 機 器	421,427	2.1
	そ の 他	333,217	1.7
	計	1,494,960	7.5
合 計		20,004,555	100.0

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資総額は50億66百万円であり、その主なものは、平成25年5月に竣工いたしました新工場（白岡第2工場）によるものであります。

また、生産体制の強化・合理化、生産設備の更新、品質体制の強化のための設備投資等を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中における設備投資資金として、金融機関から29億円の調達を行っております。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府による経済対策等から緩やかな回復基調にあるものの、消費税率の引き上げや円安に伴う原価高騰等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況であります。

このような状況のもと、包装フィルム部門につきましては、多様化する顧客のニーズに迅速かつ的確に対応することが重要であり、販売シェアの拡大、新規顧客の開拓、営業の深耕に努め、積極的な拡販を推し進めてまいります。また、平成25年5月に竣工いたしました白岡第2工場では、最新の生産技術・設備の導入等により大幅な生産性の向上を図り、原材料価格の動向や環境問題への対応等、いかなる経営環境の変化にも迅速かつ効果的に対応できる経営体制の確立と、企業価値の向上に努めてまいります。

包装機械部門につきましては、開発から製造、販売、保守メンテナンスまでの全ての業務を自社で行い、お客様に対してより一層充実した技術・品質・サービスの向上を図るとともに、機械メーカーとしてお客様のニーズに応じた積極的な営業を目指してまいります。

また、当社独自のビジネスモデルである包装フィルムと液体充填機械を同時に供給する事業展開をより強固にし、易開封等の新しい技術製品やSEサービス等の付加価値の高い提案を行い、信頼されるビジネスパートナーとして業界をリードするとともに、次世代の包装フィルムや液体充填機械等の将来の事業基盤強化に向けた研究開発や新規事業の創出に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 46 期 平成23年3月期	第 47 期 平成24年3月期	第 48 期 平成25年3月期	第49期 (当事業年度) 平成26年3月期
売 上 高	18,649,984	19,372,375	18,936,766	20,004,555
経 常 利 益	1,810,856	1,994,533	1,806,623	1,512,740
当 期 純 利 益	1,030,501	1,102,026	1,082,970	959,517
1株当たり当期純利益	165円98銭	177円50銭	174円43銭	154円55銭
総 資 産	18,550,778	18,877,966	21,294,575	23,669,587
純 資 産	11,349,552	12,023,506	12,689,975	13,221,733

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社の主な事業は、軟包装用プラスチックフィルム並びに液体充填機械の開発・製造・販売をしております。

(9) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

- ① 本社・白岡第1工場 埼玉県白岡市
- ② 白岡第2工場 埼玉県白岡市
- 白岡第3工場 埼玉県白岡市
- 製版工場 埼玉県白岡市
- 製袋工場 埼玉県白岡市
- ③ 札幌営業所 北海道札幌市中央区
- 盛岡営業所 岩手県盛岡市
- 仙台営業所 宮城県仙台市青葉区
- 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- 大阪支店 大阪府大阪市中央区
- 福岡支店 福岡県福岡市博多区
- ④ 新潟事業所 新潟県見附市

(10) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
425 名	+11 名	35.5 歳	10.8 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員68名）は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(11) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,583,500 千円
三井住友信託銀行株式会社	2,263,300
株式会社武蔵野銀行	598,378

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,208,302株（自己株式91,698株を除く）
- (3) 株主数 20,057名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 タ イ バ ッ ク	569 <small>千株</small>	9.2 %
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS	307	5.0
CLEARSTREAM BANKING S. A.	240	3.9
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	191	3.1
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT	187	3.0
木 村 義 成	177	2.9
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	135	2.2
大 成 ラ ミ ッ ク 従 業 員 持 株 会	109	1.8
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	100	1.6
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	100	1.6

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（91,698株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村 義成	代表取締役社長	株式会社タイパック代表取締役社長
古村 博	常務取締役	
山口 政春	常務取締役	
富田 一郎	取締役生産本部長	
長谷部 正	取締役管理本部長	
千把 勝一	取締役営業本部長	
山本 忠義	取締役	
村山 淳司	常勤監査役	
平間 良一	監査役	平間良一税理士事務所所長
長谷川 正春	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役山本忠義氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平間良一、長谷川正春の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役山本忠義、監査役長谷川正春の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役平間良一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役平間良一氏は、当社代表取締役社長木村義成氏の三親等以内の親族（叔母の配偶者）であります。
6. 監査役長谷川正春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 平成25年6月19日開催の第48回定時株主総会において、新たに千把勝一氏が取締役に選任され就任いたしました。
8. 監査役裁松 修氏は、平成25年6月19日付をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 140,550千円（うち社外取締役 1名3,000千円）

監査役 4名 15,865千円（うち社外監査役 2名3,955千円）

- (注) 1. 平成7年7月18日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして年額1億500万円以内、監査役の報酬額を年額300万円以内としてご承認をいただいております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に繰入した役員賞与引当金29,000千円（取締役7名28,400千円、監査役1名600千円）、役員退職慰労引当金3,025千円（取締役6名2,650千円、監査役2名375千円）が含まれております。
3. 当事業年度末現在の取締役の人員は7名、監査役の人員は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役平間良一氏は、平間良一税理士事務所の所長を兼任しておりますが、同事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席及び発言状況
取締役	山本忠義	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	平間良一	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	長谷川正春	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

25,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会からの請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、社内規定に定める文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透及び達成に向けて、各事業部門が実施すべき具体的な目標を計画するとともに、担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行を行うものとする。その結果を定期的に取締役会に報告し、効率化を阻害する要因を排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築するものとする。

④ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長が、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを、繰り返し役職員に伝え徹底するとともに、全社横断的なコンプライアンス体制を構築するため統括責任者に管理本部担当取締役、部門責任者に各部門長を任命し、法令違反の疑義、問題点の把握に努めるものとする。

この他に、報告・通報等によりコンプライアンス上の問題を発見した場合は、コンプライアンス統括責任者を中心とした対策チームを設置、その内容の調査、再発防止策を協議のうえ、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び企業集団内における子会社の事業に関して、それぞれ責任を負う取締役が、法令遵守の体制を構築するとともに、効率性向上のための施策を実施するものとする。

この他に、当社内部監査室が企業集団全体の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス統括責任者へ報告、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制

内部監査室は監査業務を支援するため、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告するものとする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、内部監査等において業務執行取締役及び重要な使用人からヒヤリングを実施し、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「基本行動指針」に定め、全社員に周知している。また、反社会的勢力排除に関する対応部署を定めるとともに、外部専門機関や地域企業と連携し情報収集に努め、当社が反社会的勢力から何らかの要求を受けた場合は、顧問弁護士と緊密な連携をとり対処するものとする。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,289,217	流 動 負 債	5,309,770
現金及び預金	4,471,280	買掛金	3,004,327
受取手形	1,089,381	1年内返済予定の長期借入金	1,011,696
売掛金	4,292,822	リース債	68,914
製品	1,321,489	未払金	435,915
仕掛品	505,275	未払法人税等	204,977
原材料及び貯蔵品	182,473	預り金	18,919
前払費用	68,169	賞与引当金	294,000
繰延税金資産	154,560	役員賞与引当金	29,000
未収消費税等	159,692	株主優待引当金	67,167
その他	44,073	その他	174,853
固 定 資 産	11,380,370	固 定 負 債	5,138,084
有 形 固 定 資 産	10,271,367	長期借入金	4,433,482
建物	3,725,721	リース債	165,574
構築物	553,769	退職給付引当金	505,044
機械及び装置	2,008,876	役員退職慰労引当金	33,641
車両運搬具	93,202	その他	341
工具、器具及び備品	207,151		
土地	3,459,053		
リース資産	222,806		
建設仮勘定	784		
無 形 固 定 資 産	373,987	負 債 合 計	10,447,854
特許権	2,404	純 資 産 の 部	
借地権	78,787	株 主 資 本	13,210,253
商標	1,985	資本金	2,408,600
ソフトウェア	271,975	資本剰余金	2,896,075
ソフトウェア仮勘定	8,868	資本準備金	2,896,075
電話加入権	5,668	利 益 剰 余 金	8,115,135
その他	4,296	利益準備金	165,000
投 資 そ の 他 の 資 産	735,015	その他利益剰余金	7,950,135
投資有価証券	237,176	買換資産圧縮積立金	11,795
関係会社株	164,676	特別償却準備金	2,324
関係会社長期貸付金	6,233	圧縮記帳積立金	7,126
従業員に対する長期貸付金	3,263	土地圧縮積立金	15,311
長期前払費用	3,794	別途積立金	3,660,000
前払年金費用	131,413	繰越利益剰余金	4,253,577
繰延税金資産	143,269	自 己 株 式	△209,557
その他	55,623	評価・換算差額等	11,479
貸倒引当金	△10,435	その他有価証券評価差額金	11,479
資 産 合 計	23,669,587	純 資 産 合 計	13,221,733
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,669,587

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,004,555
売 上 原 価	15,733,773
売 上 総 利 益	4,270,782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,777,240
営 業 利 益	1,493,542
営 業 外 収 益	48,305
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,495
そ の 他 の 収 益	40,810
営 業 外 費 用	29,108
支 払 利 息	17,242
売 上 割 引	1,992
そ の 他 の 費 用	9,873
経 常 利 益	1,512,740
特 別 損 失	13,916
固 定 資 産 除 却 損	11,044
リ ー ス 解 約 損	2,871
税 引 前 当 期 純 利 益	1,498,823
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	536,847
法 人 税 等 調 整 額	2,458
当 期 純 利 益	959,517

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	2,408,600	2,896,075	165,000	13,072	4,297	8,911	15,311
当 期 変 動 額							
買換資産圧縮積立金の取崩				△1,276			
特別償却準備金の取崩					△1,973		
圧縮記帳積立金の取崩						△1,784	
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△1,276	△1,973	△1,784	－
当 期 末 残 高	2,408,600	2,896,075	165,000	11,795	2,324	7,126	15,311

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,660,000	3,723,610	△209,336	12,685,542	4,432	12,689,975
当 期 変 動 額						
買換資産圧縮積立金の取崩		1,276		—		—
特別償却準備金の取崩		1,973		—		—
圧縮記帳積立金の取崩		1,784		—		—
剰余金の配当		△434,585		△434,585		△434,585
当 期 純 利 益		959,517		959,517		959,517
自 己 株 式 の 取 得			△220	△220		△220
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					7,046	7,046
当 期 変 動 額 合 計	—	529,966	△220	524,710	7,046	531,757
当 期 末 残 高	3,660,000	4,253,577	△209,557	13,210,253	11,479	13,221,733

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～34年
構築物	7～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

該当事項はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,570,243千円
3. 保証債務
 関係会社の不動産賃貸借契約に対する債務保証 3,032千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 短期金銭債権 211,349千円
 長期金銭債権 6,233千円
 短期金銭債務 77,525千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
 営業取引高（収入分） 512,897千円
 営業取引高（支出分） 801,115千円
 営業取引以外の取引高（収入分） 3,897千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満切り捨てにより表示しております。

2. 発行済株式に関する事項

普通株式

6,300,000株

3. 自己株式の数に関する事項

普通株式

91,698株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月19日 定時株主総会	普通株式	229,710	37.00	平成25年3月31日	平成25年6月20日
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	204,875	33.00	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	229,707	37.00	平成26年3月31日	平成26年6月19日

5. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ゴルフ会員権評価損	10,717 千円
未払事業税	20,439
賞与引当金	102,606
法定福利費	14,277
退職給付引当金	176,260
役員退職慰労引当金	11,740
試験研究用設備	22,492
その他	16,837
繰延税金資産計	329,508
繰延税金負債	
前払年金費用	△45,863 千円
買換資産圧縮積立金	△6,340
特別償却準備金	△1,286
圧縮記帳積立金	△2,776
土地圧縮積立金	△8,208
その他有価証券評価差額金	△11,994
その他	△1,071
繰延税金負債計	△77,541
繰延税金資産の純額	297,830

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差額が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器、製造設備等の一部につきましては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用していましたが、当事業年度中にリース契約が終了したことにより、当事業年度末においては、該当事項はありません。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当事項はありません。
2. 未経過リース料期末残高相当額
当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当事項はありません。
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 1,996 千円
減価償却費相当額 1,826
支払利息相当額 48
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
利息相当額の算定方法
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程(与信管理要領)に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式及び債券であり、上場株式及び債券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後6年6ヶ月であります。

営業債務及び長期借入金は流動リスクに晒されておりますが、担当部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持等により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,471,280	4,471,280	—
(2) 受取手形	1,089,381	1,089,381	—
(3) 売掛金	4,292,822	4,292,822	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	236,076	236,076	—
資産計	10,089,559	10,089,559	—
(1) 買掛金	3,004,327	3,004,327	—
(2) 未払金	435,915	435,915	—
(3) 長期借入金(*)	5,445,178	5,452,368	7,190
負債計	8,885,420	8,892,611	7,190

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場有価証券(貸借対照表計上額165,776千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,129円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 154円55銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月2日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 永 貴 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 正 美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大成ラミック株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月2日

大成ラミック株式会社 監査役会

常勤監査役 村山 淳 司 ㊞
社外監査役 平 間 良 一 ㊞
社外監査役 長 谷 川 正 春 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき、第49期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円 総額229,707,174円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月19日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
みや した すすむ 宮 下 進 (昭和23年3月4日生)	昭和47年4月 東洋インキ製造株式会社(現 東洋インキSCホールディングス株式会社)入社 平成12年1月 TOYO INK EUROPE S.A.S. 代表取締役社長 平成17年1月 HANIL TOYO CO.,LTD. 代表取締役社長 平成19年3月 東洋モートン株式会社代表取締役社長 平成25年3月 同社退任 現在に至る	一株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮下進氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は宮下進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
宮下進氏は、長年にわたり複数の会社にて代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

4. 宮下進氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役平間良一氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
ひら ま りょう いち 平間良一 (昭和24年6月12日生)	昭和43年4月 国税庁仙台国税局入局 平成12年7月 同庁郡山税務署副署長 平成17年7月 同庁相馬税務署長 平成20年7月 同庁仙台南税務署長 平成21年7月 同庁退官 平成21年8月 税理士登録 平成22年6月 当社監査役 現在に至る	一株

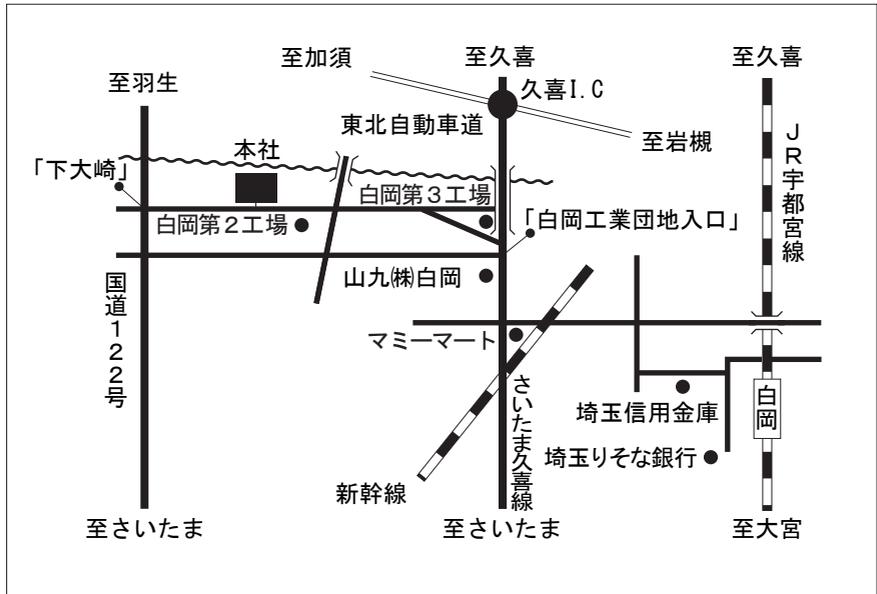
- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平間良一氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由について
平間良一氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として、税務及び会計に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社の社外監査役にふさわしいと判断して社外監査役選任をお願いするものであります。
 4. 平間良一氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 平間良一氏は、当社代表取締役社長木村義成氏の三親等以内の親族（叔母の配偶者）であります。
 6. 当社は、平間良一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

埼玉県白岡市下大崎873番地1
大成ラミック株式会社 会議室

会場が前回と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意願います。



- 交通のご案内・JR宇都宮線 白岡駅下車
白岡駅西口よりタクシーで7分
- ・東北自動車道 久喜I.Cより
さいたま久喜線をさいたま方面に10分